

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
2月3日
(月曜日)

目次

○告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）



山口県告示第二十二号

令和二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和二年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位数区域	許可をすべき皆伐面積の限度	土砂流出防備保安林
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一〇五・八四	一三二・七三
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九七四・八三	二五八・一三
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）

二 魚つき保安林

大津地区	豊浦地区	厚東川・厚狭川	樫野川	佐波川	徳山地区	田布施川・島田川	由宇川・柳井川	錦川下流	大島地区
長門市	下関市	宇部市 美祢市 山陽小野田市	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 玖珂郡美川町及び玖珂郡和木町	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 玖珂郡美川町及び玖珂郡和木町	大島郡周防大島町
四七三・五七	三八二・〇三	六五四・二五	二五八・六四	七四〇・九五	四二七・三五	一・九四	一四・六六	五四七・七九	一
一八五・八二	一八六・四〇	二四五・七七	三五二・五六	三六九・七〇	一八四・九二	七七・二五	一七五・八〇	一三八・〇三	六・九八

三 保健保安林

阿武町	萩市	長門市	下関市	山口県
四・三〇	二七・三八	一八・二八	一二・六四	同一の単位とされる集団の区域
宇部市	防府市	下松市	周南市	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
〇・一二	三・九〇	三・二八	〇・五〇	一三四・七〇
上関町	平生町	柳井市	岩国市	
九・〇二	〇・七二	二・〇六	二・〇六	
周防大島町				
一一・五二				

令和二年一月三日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁